

平成30年7月11日

問い合わせ先	健康福祉局高齢福祉課福祉係
	504-2145（内線 3865）

養護老人ホーム入所者負担金の減免

1 支援策の内容

養護老人ホーム入所者負担金を減免します。

2 対象者

養護老人ホームの入所者及びその主な扶養義務者で、被災により前年に比較して収入が著しく減少し、入所者負担金の費用負担が困難となった方

3 手続きの方法

高齢福祉課（☎504-2145）にお問い合わせの上、各区健康長寿課（東区は福祉課）でお手続きください。

区名	電 話
中区健康長寿課	504-2570
東区福祉課	568-7730
南区健康長寿課	250-4107
西区健康長寿課	294-6218
安佐南区健康長寿課	831-4941
安佐北区健康長寿課	819-0585
安芸区健康長寿課	821-2808
佐伯区健康長寿課	943-9729